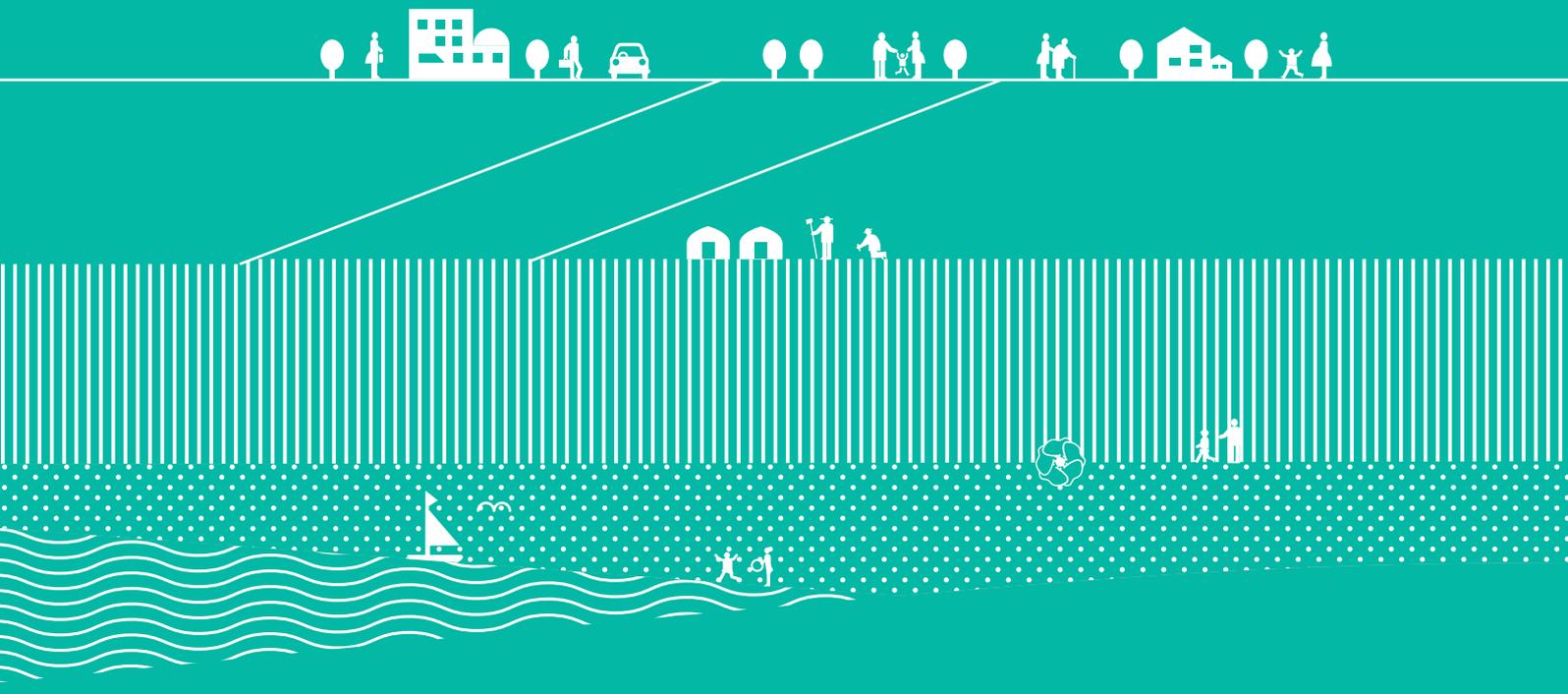


第1章 立地適正化計画とは





1.1 立地適正化計画策定の背景と目的

1.1.1 立地適正化計画策定の背景と目的

本村では、道路や公園などの整備の方針や土地利用の基本方針などを示した都市づくりの指針となる「都市計画マスタープラン」を平成28年3月に策定し、これに基づいてまちづくりを進めていますが、少子高齢化・人口減少の進行や頻発する自然災害など、本村を取り巻く社会状況は大きく変化しています。

特に、本村の人口は、平成27(2015)年は14,753人でしたが、今後40年間で何も対策を講じなければ、約8,000人減少し、現在の人口の約半分程度まで減ることが想定されています。

人口減少・高齢化が進むと、日常生活における様々なサービス水準の低下を招くおそれがあり、居住環境悪化による人口減少の加速化にもつながりかねず、持続可能なまちづくりが課題となります。

このため、住民の皆様が将来にわたって、安全・安心で快適に暮らせるよう、「コンパクトなまちづくり」を進める必要があります。



図1-1：長生村の人口推計

出典：第2版長生村人口ビジョン 第2期長生村総合戦略 概要版(令和2年3月)

本村では、これらに対応し、住宅や医療・福祉・商業などの日常生活に必要な施設を適切な場所に配置し、コンパクトなまちづくりを進めるための本計画(立地適正化計画)を策定しました。

1.2 立地適正化計画とは

1.2.1 立地適正化計画とは

立地適正化計画は、今後進行する人口減少・高齢化や、激甚化・頻発化する自然災害に対応できるよう、住宅や医療・福祉・商業などの日常生活に必要な施設を適切な場所に配置し、高齢者をはじめとする住民の皆様が便利で快適なまちづくりを進めるための計画です。

ただコンパクトにするのではなく、生活に重要な拠点を公共交通などのネットワークでつなぎ、移動しやすくします。また、激甚化・頻発化する災害に備え、災害に強い安全なまちを目指します。

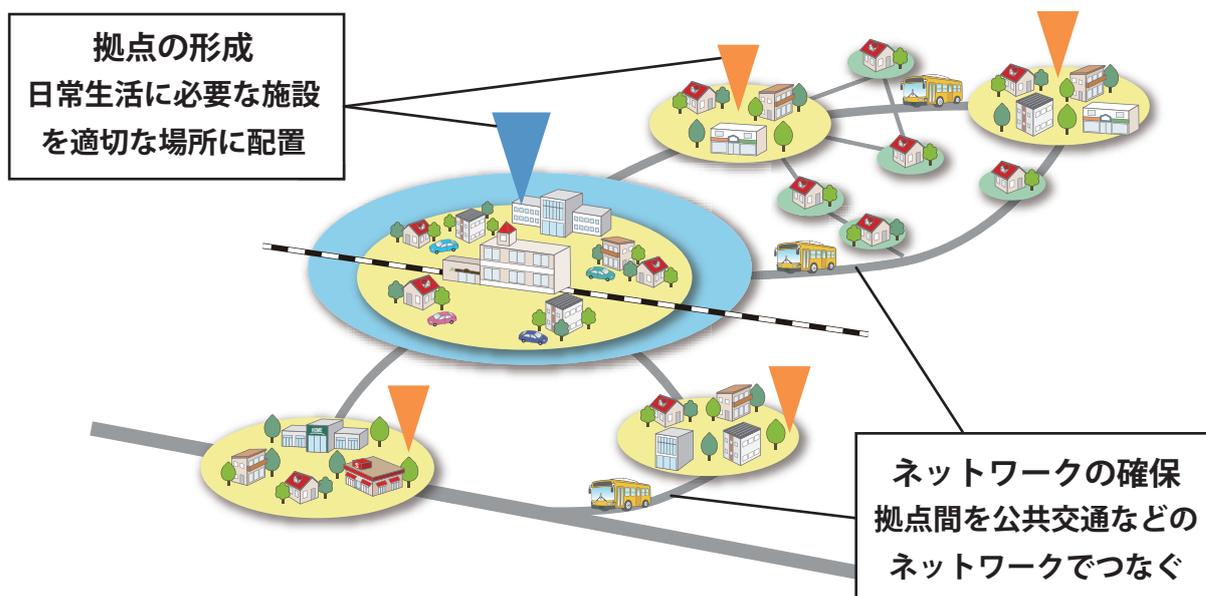


図1-2：コンパクトなまちづくりのイメージ



1.3 立地適正化計画で定める事項

1.3.1 立地適正化計画で定める事項

本計画では、都市再生特別措置法に基づき、居住及び必要な都市機能施設の立地の適正化を図る区域(居住誘導区域、都市機能誘導区域)を定めるほか、主に下記の事項について定めます。

- ・ 立地適正化計画の区域
- ・ 立地の適正化に関する基本的な方針
- ・ 居住誘導区域に居住を誘導するための施策
- ・ 都市機能誘導区域に誘導すべき施設及び当該施設の立地を誘導するための施策
- ・ 居住誘導区域内の防災対策(防災指針)

1.4 計画の対象範囲

1.4.1 計画の対象範囲

本計画は、都市再生特別措置法第81条第1項の規定により、本村の都市計画区域を対象範囲とします。

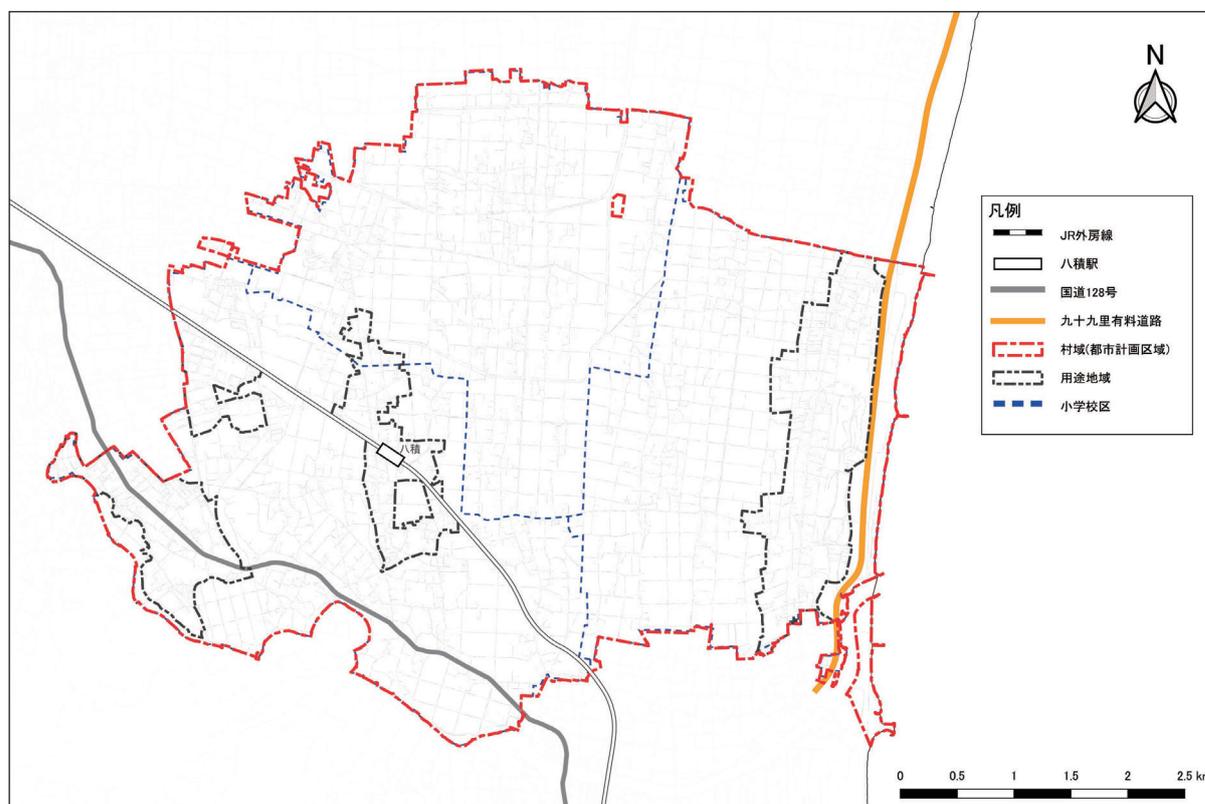


図1-3:本計画の対象範囲

出典:国土数値情報「用途地域データ」を基に作成

1.5 計画目標年次

1.5.1 計画目標年次

本計画は都市の将来の姿を展望して作成し、状況に応じて区域の見直しを行うなど、時間軸を持ったアクションプランとして運用することで効果的なまちづくりを図るため、20年後の令和25(2043)年を目標年次とします。

1.6 立地適正化計画の位置付け

1.6.1 立地適正化計画の位置付け

本計画は、「第6次長生村総合計画」を上位計画とし、土木・都市整備分野のみならず、居住や医療、福祉、公共交通などの様々な機能の包括的なプランとして具体的に計画するものです。

また、都市再生特別措置法第82条に基づき、都市計画法第18条の2第1項の規定により定める「長生村都市計画マスタープラン」の一部とし、関連計画などとの整合性を図りながら定めるとともに、千葉県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)」との整合も図るものです。

以上を踏まえ、本計画における、上位計画・関連計画との体系について、整理します。

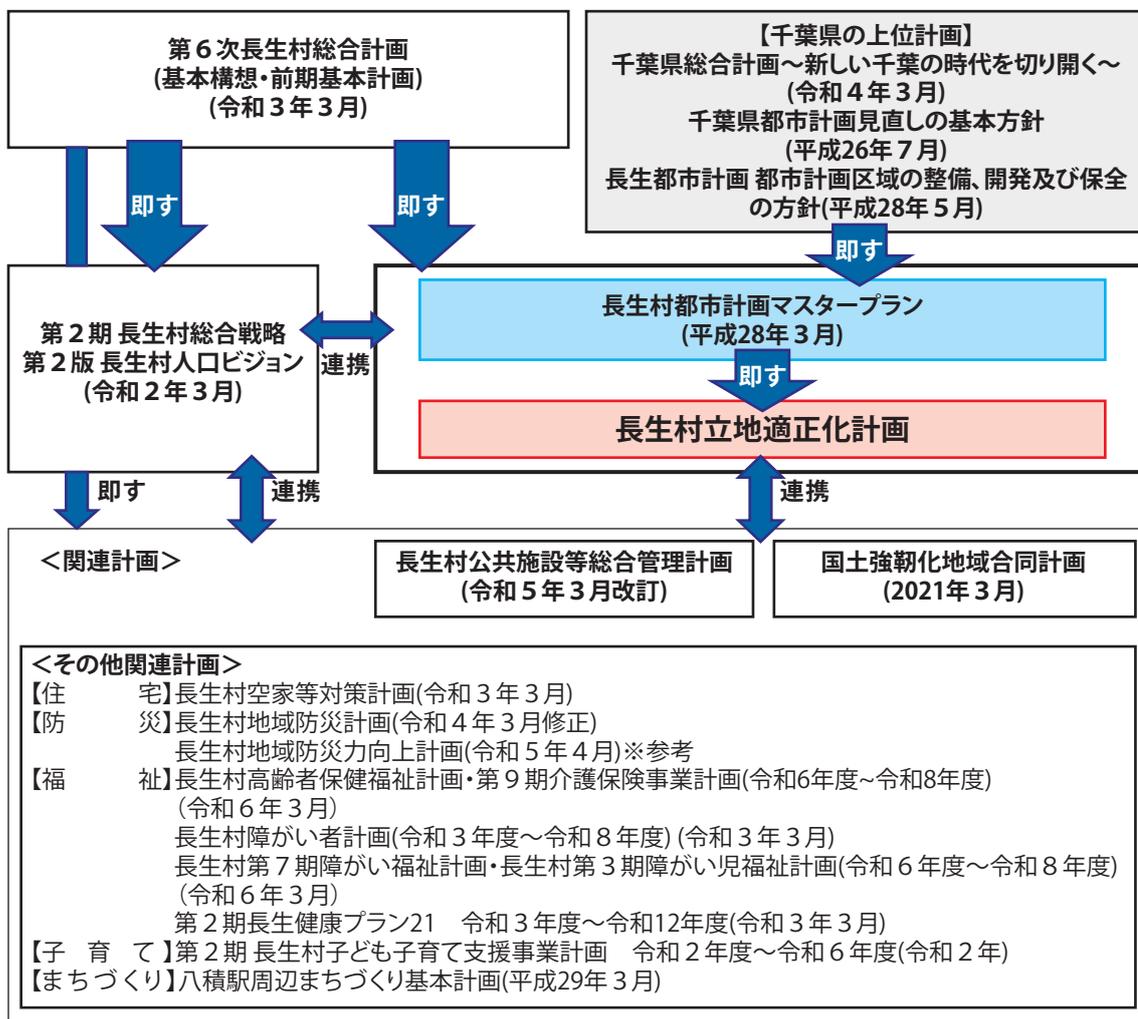


図1-4:立地適正化計画の位置付け



MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing notes, spanning the width of the page.